

指定管理者評価委員会の評価結果について

1. 施設概要と状況

施設名	隠岐広域連合立「仁万の里」
指定管理者	社会福祉法人 博愛（隠岐の島町）
設置目的	隠岐圏域の障がい者を総合的に支援するため

2. 評価期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 評価結果

評価項目	評価		特記事項
	指定管理者	評価委員会	
管理運営に係る事項			
利用者への対応と創意工夫			
専門的支援の充実	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズ、状況把握に努め計画を作成し、その計画に沿って利用者が安心して生活できる環境が提供できている。 ・介護福祉士の有資格者数が前年度より増えているが、常勤職員については、更なる資格取得に努めていただきたい。
サービスの向上	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し丁寧な調査を実施しており、不満に思っていることも、きちんと聞き取りされている。 ・アンケート結果をもとに課題の共有、点検、協議、意識づけの徹底等適切な対応をしている。
苦情対策、トラブルの未然防止、要望の把握・対応	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決第三者委員会、人権相談会を開催し、苦情や要望等について適切に処理されている。
自主事業の取り組み			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策により、大半の自主事業を中止としたため、評価項目から除く。
管理物件の維持管理			
維持管理の状況（a・c評価のみ）	a	a	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の安全管理、管理物件等の保守管理が適正に実施されており、不具合への対応も早急に行われている。
経費の節減	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安心して生活できる環境を考慮しながら、経費節減の取組を継続しており、適正な費用で業務が実施されている。
啓発活動等			
地域に開かれた施設運営			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策により、大半の地域交流事業を中止としたため、評価項目から除く。
関係者、他施設等との連携			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策により、大半の保護者、学校、関係施設、地域等との行事を中止としたため、評価項目から除く。
業務実施体制に係る事項			
危機管理体制			
危機管理体制（a・c評価のみ）	a	a	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、豪雨、地震などの自然災害に備えた避難訓練、防犯訓練など各種マニュアルに基づき、安全に関する訓練等が実施されている。

指定管理者評価委員会の評価結果について

1. 施設概要と状況

施設名	隠岐広域連合立「仁万の里」
指定管理者	社会福祉法人 博愛（隠岐の島町）
設置目的	隠岐圏域の障がい者を総合的に支援するため

2. 評価期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 評価結果

評価項目	評価		特記事項
	指定管理者	評価委員会	
組織体制			
人員配置体制（責任体制、配置）	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・収支を考慮した人員配置を検討されている中、各種委員会を機能させ、サービス水準の向上に努めている。 ・職員を対象とした支援基準アンケートの結果及び改善策等について、次回より報告いただきたい。
人材育成			
職員研修の実施	a	a	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、オンライン研修への参加及び施設内部での研修を積極的に開催しており、研修メニューは充実している。
コンプライアンス体制			
法令遵守体制（a・c評価のみ）	a	a	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県実地監査について、適切に対応、是正改善しており、法令遵守体制が確保されている。
財政基盤・財務			
収支状況	b	c	<ul style="list-style-type: none"> ・定員を満たすことが難しい障がい児入所支援事業の不採算により大きな赤字となっている。 ・隠岐広域連合と連携を図りながら、適正職員数の見直し、障がい児入所支援事業のあり方について、検討いただきたい。 ・職員の処遇改善に係る加算については、全て取得できるよう算定要件の整備を検討いただきたい。
総合評価	A (14点)	A (13点)	

項目評価の目安

- a：水準を上回る（2点）
- b：水準どおり（1点）
- c：水準を下回る（0点）

総合評価の目安（20点満点） ※3項目除く

- S：実績が協定書等の内容や目標を上回り、優れた管理が行われたもの（16点以上）
- A：概ね協定書等の内容どおりの管理が行われており、適正な管理が行われたもの（13点～15点）
- B：実績が協定書等の内容や目標を下回り、さらなる工夫、努力及び改善が必要なもの（8点～12点）
- C：管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善が必要なもの（8点未満）